

平成22年第2回泉南市議会定例会議案書

平成22年第2回泉南市議会定例会提出議案

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（平成21年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））	1
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例及び泉南市都市計画法税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	13
報告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	18
報告	4	平成21年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	24
報告	5	平成21年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書について	26
報告	6	平成21年度泉南市土地開発公社経営状況について	27
報告	7	平成22年度泉南市土地開発公社経営状況について	39
報告	8	専決処分の承認を求めるについて（平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））	47
報告	9	専決処分の承認を求めるについて（平成22年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））	56
議案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	63
議案	2	工事請負契約の締結について	65
議案	3	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案	4	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案	5	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案	6	泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案	7	平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）	88
議案	8	平成22年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	138

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 平成21年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）

専決理由

地域活性化・きめ細かな臨時交付金第2次交付限度額の確定及び損害賠償請求事件に係る弁護士に対する成功報酬の確定に伴い、当該事業に係る経費の歳入歳出予算及び繰越明許費の補正について専決処分したものである。

専決甲第3号

平成21年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）

平成21年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,750,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成22年3月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(14)国庫支出金		3,714,255	6,748	3,721,003
	2)国庫補助金	1,424,094	6,748	1,430,842
(18)繰入金		668,763	3,252	672,015
	1)基金繰入金	614,973	3,252	618,225
歳入合計		21,740,953	10,000	21,750,953

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,304,608	2,212	2,306,820
	7) 諸費	1,127	2,212	3,339
(5) 農林水産業費		158,695	2,000	160,695
	2) 林業費	5,758	2,000	7,758
(7) 土木費		2,181,092	7,000	2,188,092
	2) 道路橋梁費	289,127	7,000	296,127
(9) 教育費		2,959,757	1,000	2,960,757
	6) 保健体育費	63,799	1,000	64,799
(12) 予備費		20,000	△2,212	17,788
	1) 予備費	20,000	△2,212	17,788
歳 出 合 計		21,740,953	10,000	21,750,953

第2表 繰越明許費の補正

1 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
農 林 水 産 業 費	林 業 費	林道高倉線修繕事業	5,000千円	林道高倉線修繕事業	7,000千円
土 木 費	道 路 橋 梁 費	長慶寺海宮宮池線新設事業	5,000千円	長慶寺海宮宮池線新設事業	12,000千円
教 育 費	保 健 体 育 費	市民体育館修繕事業	700千円	市民体育館修繕事業	1,700千円

平成 2 1 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 9 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14 国庫支出金		3,714,255	6,748	3,721,003			
(2) 国庫補助金		1,424,094	6,748	1,430,842			
	1) 総務費補助金	443,003	6,748	449,751	14. 地域活性化・きめ 細かな臨時交付金	6,748	
18 繰入金		668,763	3,252	672,015			
(1) 基金繰入金		614,973	3,252	618,225			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	214,282	3,252	217,534	1. 公共施設整備基金 繰入金	3,252	
歳 入 合 計		21,740,953	10,000	21,750,953			

款 18 繰入金 項 1 基金繰入金 目 1 公共施設整備基金繰入金

歳 出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,304,608	2,212	2,306,820		2,212		
(7) 諸 費	1,127	2,212	3,339		2,212		
1) 訴 訟 費	1,127	2,212	3,339		2,212		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	2,212		1,127
[1] 訴訟事務事業	1,127	2,212	3,339		2,212	総務課	
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	2,212	弁護士報酬	1,127
5 農林水産業費	158,695	2,000	160,695		2,000		
(2) 林 業 費	5,758	2,000	7,758		2,000		
1) 林業振興費	5,758	2,000	7,758		2,000		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,000		5,000
[1] 林業振興事業	5,758	2,000	7,758		2,000	農林水産課	
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,000		5,000
7 土 木 費	2,181,092	7,000	2,188,092		7,000		
(2) 道路橋梁費	289,127	7,000	296,127		7,000		
5) 道路新設改良費	39,284	7,000	46,284		7,000		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	7,000		38,000
[1] 道路新設改良事業	39,284	7,000	46,284		7,000	施設整備課	

				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	7,000		38,000
9 教育費	2,959,757	1,000	2,960,757		1,000		
(6) 保健体育費	63,799	1,000	64,799		1,000		
3) 体育施設費	54,577	1,000	55,577		1,000		
				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	1,000		4,786
[1] 指定管理者事業	37,215	1,000	38,215		1,000	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需用費	1,000	修繕料	1,550
12 予備費	20,000	△2,212	17,788		△2,212		
(1) 予備費	20,000	△2,212	17,788		△2,212		
1) 予備費	20,000	△2,212	17,788		△2,212		
[1] 予備費事業	20,000	△2,212	17,788		△2,212	財政課	
歳出合計	21,740,953	10,000	21,750,953		10,000		

款 12 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 市 税	9,165,295		9,165,295	42.1
(2) 地方譲与税	165,900		165,900	0.8
(3) 利子割交付金	84,400		84,400	0.4
(4) 配当割交付金	34,800		34,800	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	6,100		6,100	—
(6) 地方消費税交付金	574,400		574,400	2.6
(7) ゴルフ場利用税交付金	57,000		57,000	0.3
(8) 自動車取得税交付金	75,900		75,900	0.4
(9) 地方特例交付金	125,200		125,200	0.6
(10) 地方交付税	2,258,830		2,258,830	10.4
(11) 交通安全対策特別交付金	10,200		10,200	—
(12) 分担金及び負担金	168,615		168,615	0.8
(13) 使用料及び手数料	400,843		400,843	1.8
(14) 国庫支出金	3,714,255	6,748	3,721,003	17.1
(15) 府支出金	1,294,047		1,294,047	6.0
(16) 財産収入	46,839		46,839	0.2
(17) 寄 附 金	1,200		1,200	—
(18) 繰 入 金	668,763	3,252	672,015	3.1
(19) 諸 収 入	377,304		377,304	1.7
(20) 市 債	2,507,100		2,507,100	11.5
(22) 繰 越 金	3,962		3,962	—

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	21,740,953	10,000	21,750,953	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	274,014		274,014	1.3
(2) 総務費	2,304,608	2,212	2,306,820	10.6
(3) 民生費	7,711,998		7,711,998	35.4
(4) 衛生費	1,879,658		1,879,658	8.6
(5) 農林水産業費	158,695	2,000	160,695	0.7
(6) 商工費	63,358		63,358	0.3
(7) 土木費	2,181,092	7,000	2,188,092	10.1
(8) 消防費	861,645		861,645	4.0
(9) 教育費	2,959,757	1,000	2,960,757	13.6
(10) 公債費	2,765,156		2,765,156	12.7
(11) 諸支出金	557,383		557,383	2.6
(12) 予備費	20,000	△2,212	17,788	0.1
(14) 災害復旧費	3,589		3,589	—
歳出合計	21,740,953	10,000	21,750,953	100.0

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

- 1 泉南市市税賦課徴収条例及び泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が平成22年3月31日に公布され、市民税及び固定資産税等についての制度改正が平成22年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市市税賦課徴収条例及び泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例及び泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年3月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

泉南市市税賦課徴収条例及び泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第38条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第36条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第39条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第7条の5を削る。

附則第11条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税、法人税及び地方税の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第11条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

(泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 泉南市都市計画税賦課徴収条例(昭和36年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中泉南市市税賦課徴収条例附則第11条の4及び第11条の5第1項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第35条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業

年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

国民健康保険法施行令及び地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、本市が徴収する保険税の均等割及び世帯別平等割額について政令軽減による減額賦課割合を変更するとともに、一定の理由により離職した者の保険税の負担を軽減するための規定を追加する等の制度改正が平成22年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第5号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年3月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、同号ア中「14,964円」を「当該年度分の被保険者均等割額の10分の7に相当する額」に、同号イ中「19,134円」を「当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に相当する額」に、「9,567円」を「前号に定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額」に、同号ウ中「3,840円」を「当該年度分の被保険者均等割額の10分の7に相当する額」に、同号エ中「4,920円」を「当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に相当する額」に、「2,460円」を「前号に定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額」に、同号オ中「4,500円」を「当該年度分の被保険者均等割額の10分の7に相当する額」に、同号カ中「2,700円」を「当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に相当する額」に改め、同条第2号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「（当該納税義務者を除く。）」を加え、同号ア中「12,536円」を「当該年度分の被保険者均等割額の10分の5に相当する額」に、同号イ中「12,756円」を「当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額」に、「6,378円」を「前号に定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額」に、同号ウ中「2,560円」を「当該年度分の被保険者均等割額の10分の5に相当する額」に、同号エ中「3,280円」を「当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額」に、「1,640円」を「前号に定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額」に、同号オ中「3,000円」を「当該年度分の被保険者均等割額の10分の5に相当する額」に、同号カ中「1,800円」を「当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の2に相当する額

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 当該年度分の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

(2) 特定世帯 前号に定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の2に相当する額

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯 当該年度分の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

(2) 特定世帯 前号に定めるところにより算定した額の2分の1に相当する額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の2に相当する額

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

第23条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第2項中「年齢65歳以上の者」を「年齢65歳以上である者」に、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第13項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第14項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成21年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

平成21年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成21年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	泉南市庁舎改修事業	9,500,000	9,500,000		8,550,000	950,000
総務費	総務管理費	全国瞬時警報システム整備事業	9,420,000	9,420,000		9,420,000	
民生費	社会福祉費	総合福祉センター修繕事業	2,000,000	2,000,000		1,800,000	200,000
民生費	社会福祉費	浜老人集会場改修事業	7,000,000	7,000,000		6,300,000	700,000
民生費	児童福祉費	子ども手当事務事業	7,160,000	7,160,000		7,160,000	
民生費	児童福祉費	浜保育所下水接続事業	7,632,000	7,632,000		7,377,000	255,000
民生費	児童福祉費	鳴滝第1保育所配膳施設修繕事業	1,200,000	1,200,000		1,080,000	120,000
衛生費	保健衛生費	新型インフルエンザワクチン接種費用に関する負担軽減事業	48,636,000	11,879,000		8,909,000	2,970,000
衛生費	保健衛生費	火葬場施設整備事業	3,150,000	3,150,000		2,835,000	315,000
農林水産業費	林業費	林道高倉線修繕事業	7,000,000	7,000,000		6,300,000	700,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
土木費	道路橋梁費	長慶寺海宮宮池線新設事業	12,000,000	12,000,000		10,800,000	1,200,000
土木費	都市計画費	信達樽井線改良事業	394,700,000	384,690,000		382,687,000	2,003,000
土木費	都市計画費	和泉砂川駅バリアフリー化設備整備事業	79,000,000	74,000,000		74,000,000	
消防費	消防費	水槽付ポンプ自動車整備事業	36,386,000	36,386,000		36,275,400	110,600
消防費	消防費	消防施設修繕事業	600,000	600,000		540,000	60,000
教育費	小学校費	鳴滝第1・2小学校統廃合事業	6,800,000	6,800,000		5,100,000	1,700,000
教育費	小学校費	各小学校消防設備修繕整備事業	14,000,000	14,000,000		12,600,000	1,400,000
教育費	小学校費	西信達小学校下水道整備事業	8,000,000	8,000,000		7,200,000	800,000
教育費	小学校費	小学校施設耐震化事業	122,628,000	122,628,000		106,060,000	16,568,000
教育費	小学校費	給食センター調理釜更新事業	5,333,000	5,332,500		4,541,600	790,900
教育費	小学校費	給食センター衛生設備改修事業	4,500,000	4,500,000		4,050,000	450,000
教育費	中学校費	各中学校消防施設修繕整備事業	16,800,000	16,800,000		15,120,000	1,680,000
教育費	中学校費	泉南中学校トイレ改修事業	10,000,000	10,000,000		9,000,000	1,000,000
教育費	中学校費	中学校施設耐震化事業	188,280,000	188,280,000		167,284,000	20,996,000
教育費	幼稚園費	幼稚園施設耐震化事業	153,000,000	153,000,000		138,409,000	14,591,000
教育費	保健体育費	市民体育館修繕事業	1,700,000	1,700,000		1,530,000	170,000
合 計			1,156,425,000	1,104,657,500	0	1,034,928,000	69,729,500

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成21年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、泉南市水道事業会計予算の繰り越しをしたので報告する。

平成21年度 泉南市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度 繰越額に係 る繰り越し を要するた な卸資産の 購入限度額
						負 担 金	損益勘定 留保資金		
資本的支出	建設改良費	配水管布設 工 事 費	円 62,000,000	円 5,588,600	円 55,000,000	円 0	円 55,000,000	円 1,411,400	円 0
資本的支出	建設改良費	簡易水道水 源地改良費	円 63,500,000	円 2,520,000	円 35,000,000	円 0	円 35,000,000	円 25,980,000	円 0
合 計			円 125,500,000	円 8,108,600	円 90,000,000	円 0	円 90,000,000	円 27,391,400	円 0

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

報告第6号

平成21年度泉南市土地開発公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成21年度泉南市土地開発公社の経営状況を報告する。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

報告理由

泉南市土地開発公社定款第18条第1項第3号の規定に基づき、平成22年5月28日開催の理事会において平成21年度会計の決算が認定されたので、報告するものである。

平成 2 1 年 度

泉南市土地開発公社会計決算書

議案第 1 号

平成 2 1 年度泉南市土地開発公社会計決算について

泉南市土地開発公社定款第 1 8 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、平成 2 1 年度泉南市土地開発公社会計の決算について、監事の監査結果を附して理事会の認定に付す。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日提出 原案認定

泉南市土地開発公社
理事長 中 谷 弘

平成22年5月14日

泉南市土地開発公社
理 事 長 様

泉南市土地開発公社
監事 龍 神 仁 志 ⑩
監事 出 口 幸 廣 ⑩

平成21年度泉南市土地開発公社収入支出決算の監査結果について

平成21年度泉南市土地開発公社収入支出決算書及び証書類を審査した結果を、次のとおりご報告いたします。

記

理事長から提出された決算書に基づき、関係諸帳簿並びに証書類を審査の結果、その収支は正確であることを認めます。

平成21年度泉南市土地開発公社貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：円)

<p>資 産 の 部</p> <p>1 流 動 資 産</p> <p> (1) 現金及び預金 <u>31,296,273</u></p> <p> (2) 未 収 金 <u>2,106,788</u></p> <p> (3) 公 有 用 地 <u>8,614,879,512</u></p> <p> (4) 代 替 地 <u>440,066,194</u></p> <p> 流動資産合計 <u>9,088,348,767</u></p> <p>2 固 定 資 産</p> <p> (1) 投資その他の財産</p> <p> (ア) 定期預金 <u>5,000,000</u></p> <p> 固定資産合計 <u>5,000,000</u></p> <p> 資 産 合 計 <u>9,093,348,767</u></p> <p>負 債 の 部</p> <p>1 流 動 負 債</p> <p> (1) 未 払 金 <u>947,825</u></p> <p> (2) 短期借入金 <u>0</u></p> <p> (3) 前 受 金 <u>15,000</u></p> <p> 流動負債合計 <u>962,825</u></p> <p>2 固 定 負 債</p> <p> (1) 長期借入金 <u>9,022,473,000</u></p> <p> 固定負債合計 <u>9,022,473,000</u></p> <p> 負 債 合 計 <u>9,023,435,825</u></p>	<p>資 本 の 部</p> <p>1 資 本 金</p> <p> (1) 基本財産 <u>5,000,000</u></p> <p> 資本金合計 <u>5,000,000</u></p> <p>2 準 備 金</p> <p> (1) 前期繰越準備金 <u>47,596,274</u></p> <p> (2) 当期純利益 <u>17,316,668</u></p> <p> 準備金合計 <u>64,912,942</u></p> <p> 資 本 合 計 <u>69,912,942</u></p> <p>負債資本合計 <u>9,093,348,767</u></p>
---	---

平成21年度泉南市土地開発公社損益計算書

(自平成21年4月1日～至平成22年3月31日)

(単位：円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	<u>792,879,152</u>	
	(2) 借入金支払利息収益	<u>163,016,353</u>	<u>955,895,505</u>
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	<u>780,844,995</u>	
	(2) 支払利息	<u>163,016,353</u>	<u>943,861,348</u>
	事業総利益		<u>12,034,157</u>
3	販売費及び一般管理費		<u>3,401,244</u>
	事業利益		<u>8,632,913</u>
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	<u>13,395</u>	
	(2) 雑収益	<u>8,670,360</u>	<u>8,683,755</u>
	経常利益(当期純利益)		<u>17,316,668</u>
	当期利益		<u>17,316,668</u>

平成21年度泉南市土地開発公社収支決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予算額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減
	当初予算額	補正額	計		
第1款 事業収益	963,084,000	0	963,084,000	955,895,505	7,188,495
第1項 公有地 取得事業 収益	792,884,000	0	792,884,000	792,879,152	4,848
第2項 借入金 支払利 息収益	170,200,000	0	170,200,000	163,016,353	7,183,647
第2款 事業外 収益	8,475,000	0	8,475,000	8,683,755	△ 208,755
第1項 受 取 利 息	32,000	0	32,000	13,395	18,605
第2項 雑収益	8,443,000	0	8,443,000	8,670,360	△ 227,360
合 計	971,559,000	0	971,559,000	964,579,260	6,979,740

支 出

(単位：円)

区 分	予算額			決算額	不用額
	当初予算額	補正額	計		
第1款 事業原価	951,049,000	0	951,049,000	943,861,348	7,187,652
第1項 公有地取 得事業原 価	780,849,000	0	780,849,000	780,844,995	4,005
第2項 支払利息	170,200,000	0	170,200,000	163,016,353	7,183,647
第2款 販売費及 び一般管 理費	5,658,000	0	5,658,000	3,401,244	2,256,756
第1項 販売費及 び一般管 理費	5,658,000	0	5,658,000	3,401,244	2,256,756
第3款 予備費	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000
第1項 予備費	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000
合 計	961,707,000	0	961,707,000	947,262,592	14,444,408

2. 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予算額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減
	当初予算額	補正額	計		
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0
第1項 借入金	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

支 出

(単位：円)

区 分	予算額			決算額	不用額
	当初予算額	補正額	計		
第1款 借入金 償還金	780,849,000	0	780,849,000	780,845,000	4,000
第1項 借入金 償還金	780,849,000	0	780,849,000	780,845,000	4,000
合 計	780,849,000	0	780,849,000	780,845,000	4,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 780,845,000円は、当年度損益勘定留保資金及び前期繰越準備金で補填した。

平成 2 1 年度泉南市土地開発公社財産目録

(平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在)

(単位:円)

	科 目	金 額
	流動資産	9,088,348,767
	現金および預金	31,296,273
	未収金	2,106,788
	公有用地	8,614,879,512
	代替用地	440,066,194
	固定資産	5,000,000
	定期預金	5,000,000
資産合計		9,093,348,767
	流動負債	962,825
	未払金	947,825
	前受金	15,000
	固定負債	9,022,473,000
	長期借入金	9,022,473,000
負債合計		9,023,435,825
差引純財産		69,912,942

平成21年度キャッシュ・フロー計算書

(自平成21年4月1日～至平成22年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入	792,879,152
その他事業収入	169,610,313
人件費支出	△ 313,283
その他業務支出	△ 2,160,153
小計	960,016,029
利息の受取額	30,507
利息の支出額	△ 163,016,353
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>797,030,183</u>
II 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	△ 780,845,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 780,845,000</u>
III 現金及び現金同等物増加額	<u>16,185,183</u>
IV 現金及び現金同等物期首残高	<u>15,111,090</u>
V 現金及び現金同等物期末残高	<u>31,296,273</u>

事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	792,879,152	
	代替地売却収益	0	
合 計		792,879,152	

事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	780,844,995	
	代替地売却原価	0	
合 計		780,844,995	

短期借入金明細表

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
		0	0	0	0	
合 計		0	0	0	0	

長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
三井住友銀行	1.725%	3,333,080,000	0	267,829,000	3,065,251,000	
りそな銀行	1.725%	2,032,380,000	0	163,197,000	1,869,183,000	
泉州銀行	1.725%	3,047,185,000	0	244,404,000	2,802,781,000	
三菱東京UFJ銀行	1.725%	483,723,000	0	39,043,000	444,680,000	
大阪泉州農協	1.975%	826,950,000	0	66,372,000	760,578,000	
泉南市土地開発基金	0%	80,000,000	0	0	80,000,000	
合計		9,803,318,000	0	780,845,000	9,022,473,000	

資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	泉南市	5,000,000	三井住友銀行 定期預金
合計		5,000,000	

現金及び預金明細表

(単位：円)

科目	種類	金額	摘要
現金			
預金	当座		
	普通	31,296,273	
	通知		
満期保有目的以外で 保有する有価証券	定期	5,000,000	
	国債		
	地方債 その他		
計		36,296,273	

公有地明細表

1. 公有用地明細表

(単位：㎡、円)

事業名	期首残高		当期増加高		当期減少高		期末残高		摘要
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
市場岡田線用地	1,511.26	306,720,211	0	0	0	0	1,511.26	306,720,211	
信達樽井線用地	1,756.14	1,120,126,132	0	0	305.95	92,679,967	1,450.19	1,027,446,165	
泉南中央公園用地	10,351.30	2,607,343,691	0	0	0	0	10,351.30	2,607,343,691	
樽井駅前地区周辺再開発用地	1,391.66	595,580,878	0	0	11.04	5,672,717	1,380.62	589,908,161	
和泉砂川駅周辺整備用地	5,054.71	2,639,982,897	0	0	0	0	5,054.71	2,639,982,897	
地区計画区域内整備用地	965.44	361,411,583	0	0	965.44	361,411,583	0.00	0	
宮川用地	1,723.58	161,446,116	0	0	0	0	1,723.58	161,446,116	
旧持家制度用地	7,148.37	945,610,470	0	0	0	0	7,148.37	945,610,470	
鳴滝第一保育所用地	1,202.69	336,421,801	0	0	0	0	1,202.69	336,421,801	
廃棄物処分用地	2,646.20	321,080,728	0	0	2,646.20	321,080,728	0.00	0	
合計	33,751.35	9,395,724,507	0	0	3,928.63	780,844,995	29,822.72	8,614,879,512	

2. 代替地明細表

(単位：㎡、円)

事業名	期首残高		当期増加高		当期減少高			期末残高		摘要
	面積	金額	面積	金額	減少高		評価減 金額	面積	金額	
					面積	金額				
イ 樽井駅前広場代替用地	1,774.00	440,066,194	0	0	0	0		1,774.00	440,066,194	
計										
合計	1,774.00	440,066,194	0	0	0	0	0	1,774.00	440,066,194	

(単位：㎡、円)

事業名	期首残高		当期増加高		当期減少高		期末残高		摘要
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
公有地合計	35,525.35	9,835,790,701	0	0	3,928.63	780,844,995	31,596.72	9,054,945,706	

報告第7号

平成22年度泉南市土地開発公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成22年度泉南市土地開発公社の経営状況を報告する。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

報告理由

泉南市土地開発公社定款第18条第1項第2号の規定に基づき、平成22年3月29日開催の理事会において平成22年度の事業計画、予算及び資金計画が認定されたので、報告するものである。

議案第 1 号

平成 2 2 年度泉南市土地開発公社事業計画

泉南市土地開発公社の平成 2 2 年度事業計画を、次のとおり定めるものとする。

公有用地売却事業

事業名	売却予定価格	面積
信達樽井線事業用地	2 6 1, 8 3 5 千円	3 5 3. 2 2 m ²
鳴滝第一保育所事業用地	3 4 2, 1 2 9 千円	1, 2 0 2. 6 9 m ²
合 計	6 0 3, 9 6 4 千円	1, 5 5 5. 9 1 m ²

平成 2 2 年 3 月 2 9 日提出 原案可決

泉南市土地開発公社
理事長 中 谷 弘

議案第2号

平成22年度泉南市土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成22年度泉南市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

款	項	金額
1. 事業収益		766,297 千円
	1. 公有地取得事業収益	603,964 千円
	2. 借入金支払利息収益	162,333 千円
2. 事業外収益		9,033 千円
	1. 受取利息	56 千円
	2. 雑収益	8,977 千円
合計		775,330 千円

支出

款	項	金額
1. 事業原価		756,703 千円
	1. 公有地取得事業原価	594,370 千円
	2. 支払利息	162,333 千円
2. 販売費及び一般管理費		4,658 千円
	1. 販売費及び一般管理費	4,658 千円
3. 予備費		5,000 千円
	1. 予備費	5,000 千円
合計		766,361 千円

(収益的収入支出差引額 8,969千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 597,370 千円は、当年度損益勘定留保資金 594,370 千円及び当期純利益で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1. 資本的収入		8,345,103 千円
	1. 借入金	8,345,103 千円
合	計	8,345,103 千円

支 出

款	項	金 額
1. 資本的支出		8,942,473 千円
	1. 借入金償還金	8,942,473 千円
合	計	8,942,473 千円

(借入金)

第4条 借入金の限度額は、8, 345, 103千円と定める。

平成22年3月29日提出 原案可決

泉南市土地開発公社
理事長 中 谷 弘

議案第3号

平成22年度泉南市土地開発公社資金計画

平成22年度泉南市土地開発公社の資金計画を、次のとおり定める。

平成22年3月29日提出 原案可決

泉南市土地開発公社
理事長 中谷 弘

区 分	当年度予定額	備 考
受 入 資 金	9,152,746 千円	
1. 公有地取得事業収益	603,964 千円	土地売却収入
2. 借入金支払利息収益	162,333 千円	泉南市からの運営費補助金
3. 事業外収益	9,033 千円	預金利息、雑収入
4. 借入金	8,345,103 千円	金融機関からの借入金
5. 前年度繰越金	32,313 千円	
支 払 資 金	9,114,464 千円	
1. 借入金償還金	8,942,473 千円	金融機関への返済金
2. 支払利息	162,333 千円	借入金にかかる支払利息
3. 販売費及び一般管理費	4,658 千円	人件費及び経費
4. 予備費	5,000 千円	
差 引	38,282 千円	

平成22年度泉南市土地開発公社予算説明書

収益の収入

(単位:千円)

款	項	目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	比較	節		説明
						区分	金額	
1. 事業収益			766,297	963,084	△ 196,787			
	1. 公有地取得 事業収益		603,964	792,884	△ 188,920			
		1. 公有用地 売却収益	603,964	792,884	△ 188,920	1. 公有用地売却収益	603,964	土地売却収入
	2. 借入金支払 利息収益		162,333	170,200	△ 7,867			
		1. 借入金支払 利息収益	162,333	170,200	△ 7,867	1. 経営安定化補助金	162,333	支払利息相当分
2. 事業外収益			9,033	8,475	558			
	1. 受取利息		56	32	24			
		1. 受取利息	56	32	24	1. 預金利息	56	預金利息
	2. 雑収益		8,977	8,443	534			
		1. 雑収益	8,977	8,443	534	1. 雑収益	8,977	雑収益
合 計			775,330	971,559	△ 196,229			

収益的支出

(単位:千円)

款	項	目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	比較	節		説明
						区分	金額	
1. 事業原価			756,703	951,049	△ 194,346			
	1. 公有地取得 事業原価		594,370	780,849	△ 186,479			
		1. 公有用地 売却原価	594,370	780,849	△ 186,479	1. 公有用地売却原価	594,370	
	2. 支払利息		162,333	170,200	△ 7,867			
		1. 支払利息	162,333	170,200	△ 7,867	1. 支払利息	162,333	
	2. 販売費及び 一般管理費			4,658	5,658	△ 1,000		
1. 販売費及び 一般管理費			4,658	5,658	△ 1,000			
		1. 人件費	400	400	0			
						1. 報酬	200	監事報酬
						2. 手当等	200	時間外勤務手当
2. 経費			4,258	5,258	△ 1,000			
						1. 旅費	20	普通旅費
						2. 需用費	200	
						3. 役務費	10	
						4. 委託料	2,000	草刈等
					5. 工事費	2,000	フェンス設置等	
					6. 使用料・賃借料	8	パソコンリース料	
					7. 公租公課	20	法人府民税	
3. 予備費			5,000	5,000	0			
	1. 予備費		5,000	5,000	0			
		1. 予備費	5,000	5,000	0			
						1. 予備費	5,000	
合計			766,361	961,707	△ 195,346			

資本的収入

(単位:千円)

款	項	目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	比較	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的収入			8,345,103	0	8,345,103			
	1. 借入金		8,345,103	0	8,345,103			
		1. 借入金	8,345,103	0	8,345,103			
						1. 長期借入金	8,345,103	
合計			8,345,103	0	8,345,103			

資本的支出

(単位:千円)

款	項	目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	比較	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的支出			8,942,473	780,849	8,161,624			
	1. 借入金 償還金		8,942,473	780,849	8,161,624			
		1. 借入金 償還金	8,942,473	780,849	8,161,624			
						1. 借入金償還金	8,942,473	
合計			8,942,473	780,849	8,161,624			

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

専決理由

平成21年度一般会計を閉鎖するについて12,512千円の赤字となるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当のうえ決算を行うことから、平成22年度予算において不足額の措置を必要とするため専決処分したものである。

専決甲第6号

平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

平成22年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,028,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,100,000	12,512	2,112,512
	1)地方交付税	2,100,000	12,512	2,112,512
歳入合計		19,016,000	12,512	19,028,512

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(13)繰上充用金			12,512	12,512
	1)前年度繰上充用金		12,512	12,512
歳 出 合 計		19,016,000	12,512	19,028,512

平成 2 2 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
10							
地方交付税		2,100,000	12,512	2,112,512			
(1)							
地方交付税		2,100,000	12,512	2,112,512			
	1)						
	地方交付税	2,100,000	12,512	2,112,512	1.	12,512	地方交付税
歳 入 合 計		19,016,000	12,512	19,028,512			

款 10 地方交付税 項 1 地方交付税 目 1 地方交付税

歳 出

款 13 繰上充用金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 3 繰上充用金		12,512	12,512		12,512		
(1)前年度繰上充用金		12,512	12,512		12,512		
1)前年度繰上充用金		12,512	12,512		12,512		
				節 区 分	金 額		
				22. 補償、補填及び賠償金	12,512		
[1]前年度繰上充用金事業		12,512	12,512		12,512	財政課	
				節 区 分	金 額		
				22. 補償、補填及び賠償金	12,512	赤字補填繰上充用金	
歳 出 合 計	19,016,000	12,512	19,028,512		12,512		

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,819,196		8,819,196	46.3
(2) 地方譲与税	165,600		165,600	0.9
(3) 利子割交付金	48,700		48,700	0.3
(4) 配当割交付金	11,000		11,000	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	4,300		4,300	-
(6) 地方消費税交付金	578,100		578,100	3.0
(7) ゴルフ場利用税交付金	57,700		57,700	0.3
(8) 自動車取得税交付金	81,700		81,700	0.4
(9) 地方特例交付金	93,100		93,100	0.5
(10) 地方交付税	2,100,000	12,512	2,112,512	11.1
(11) 交通安全対策特別交付金	11,193		11,193	0.1
(12) 分担金及び負担金	167,622		167,622	0.9
(13) 使用料及び手数料	377,238		377,238	2.0
(14) 国庫支出金	2,587,805		2,587,805	13.6
(15) 府支出金	1,429,554		1,429,554	7.5
(16) 財産収入	9,052		9,052	-
(17) 寄 附 金	1,000		1,000	-
(18) 繰 入 金	361,000		361,000	1.9
(19) 諸 収 入	214,340		214,340	1.1
(20) 市 債	1,897,800		1,897,800	10.0
歳 入 合 計	19,016,000	12,512	19,028,512	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	271,580		271,580	1.4
(2) 総務費	1,855,838		1,855,838	9.8
(3) 民生費	7,795,725		7,795,725	41.0
(4) 衛生費	1,374,650		1,374,650	7.2
(5) 農林水産業費	114,898		114,898	0.6
(6) 商工費	57,035		57,035	0.3
(7) 土木費	1,244,361		1,244,361	6.5
(8) 消防費	786,024		786,024	4.1
(9) 教育費	2,262,736		2,262,736	11.9
(10) 公債費	2,888,335		2,888,335	15.2
(11) 諸支出金	344,818		344,818	1.8
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 繰上充用金		12,512	12,512	0.1
歳出合計	19,016,000	12,512	19,028,512	100.0

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 平成22年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

専決理由

平成21年度国民健康保険事業特別会計を閉鎖するについて391,426千円の赤字となるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当のうえ決算を行うことから、平成22年度予算において不足額の措置を必要とするため専決処分したものである。

専決甲第7号

平成22年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,650,660千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月31日専決

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 諸収入		144,237	391,426	535,663
	3) 雑入	143,977	391,426	535,403
歳入合計		7,259,234	391,426	7,650,660

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(12)繰上充用金			391,426	391,426
	1)前年度繰上充用金		391,426	391,426
歳 出 合 計		7,259,234	391,426	7,650,660

平成 2 2 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9 諸 収 入		144,237	391,426	535,663			
(3) 雑 入		143,977	391,426	535,403			
	6) 雑 入	139,216	391,426	530,642	1. 雑 入	391,426	
歳 入 合 計		7,259,234	391,426	7,650,660			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 2 繰上充用金		391,426	391,426		391,426		
(1)前年度繰上充用金		391,426	391,426		391,426		
1)前年度繰上充用金		391,426	391,426		391,426		
				節 区 分	金 額		
				22.補償、補填及び賠償金	391,426		
[1]前年度繰上充用金		391,426	391,426		391,426		
				節 区 分	金 額		
				22.補償、補填及び賠償金	391,426	赤字補填繰上充用金	
歳 出 合 計	7,259,234	391,426	7,650,660		391,426		

款 12 繰上充用金 項 1 前年度繰上充用金 目 1 前年度繰上充用金

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 大阪府泉南市岡田三丁目18番7号
氏 名 柳 澤 泰 志 (やなぎさわ やすし)
生年月日 昭和43年4月8日
職 業 会社役員、神社禰宜

提案理由

現在、泉南市教育委員会委員については欠員を生じているため、柳澤泰志氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第1号参考

柳澤泰志氏 経歴

平成	3年	3月	皇學館大学文学部神道学科卒業
同	3年	4月	ガス開発株式会社入社
同	3年	4月	里外神社 禰宜就任（現在に至る。）
同	18年	4月	泉南市立西信達小学校PTA会長
同	19年	5月	西信達地区地域教育協議会会長
同	19年	7月	ガス開発株式会社 代表取締役就任（現在に至る。）
同	21年	4月	泉南市立西信達中学校PTA会長

議案第2号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

契約の目的	泉南市立幼稚園新設工事（建築）
契約の相手方	住所 大阪府中央区南船場二丁目4番8号 名称 村本建設株式会社大阪支店 取締役常務執行役員支店長 女川 勢順
契約金額	364,717,500円
契約の締結方法	一般競争入札
仮契約日	平成22年5月14日

工事請負仮契約の締結の経過

泉南市立幼稚園新設工事（建築）

工事の概要 幼稚園（鉄筋コンクリート造2階建）
敷地面積 7213.26㎡
建築面積 1958.08㎡
延床面積 2575.36㎡
建築主体工事、外構工事、ガス設備工事 各一式

工事期間 本契約締結日から平成23年2月28日まで
入札事項 入札日 平成22年5月13日
入札参加者数 38社
入札回数 1回

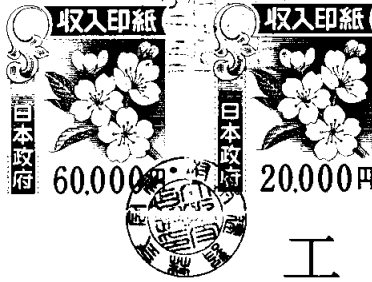
泉南市立幼稚園新設工事（建築）入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 364,717,500円

注) 落札金額は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額（円未満切捨て）を加算した金額とする。

業者名	第1回入札金額（円）	備考
青木あすなろ建設(株)	347,350,000	
(株)浅川組	347,350,000	
(株)旭工建	347,350,000	
(株)新井組		辞 退
安藤建設(株)	377,200,000	
石黒建設(株)	347,350,000	
(株)イチケン	347,350,000	
岩田地崎建設(株)	347,350,000	
(株)鍛冶田工務店	347,350,000	
株木建設(株)	362,000,000	
(株)柄谷工務店	347,350,000	
北野建設(株)	347,350,000	
共立建設(株)	347,350,000	
栗本建設工業(株)	347,350,000	
杉本建設(株)	347,350,000	

西武建設(株)	374,350,000	
大末建設(株)	347,350,000	
大日本土木(株)	347,350,000	
大豊建設(株)	347,350,000	
(株)土屋組	347,350,000	
東亜建設工業(株)	347,350,000	
東海興業(株)	347,350,000	
東洋建設(株)		辞 退
飛島建設(株)	383,000,000	
南海辰村建設(株)	386,000,000	
西松建設(株)	347,350,000	
日本国土開発(株)	347,350,000	
(株)ノバック	347,350,000	
(株)ピーエス三菱	347,350,000	
(株)福田組	347,350,000	
(株)藤木工務店	367,000,000	
(株)本間組	380,000,000	
松井建設(株)	347,350,000	
(株)松村組	347,350,000	
村本建設(株)	347,350,000	落 札 (抽 選)
名工建設(株)	347,350,000	
りんかい日産建設(株)	347,350,000	
若築建設(株)	347,350,000	



工事請負契約書

1 工事名	泉南市立幼稚園新設工事（建築）										
2 工事場所	泉南市馬場一丁目										
3 工期	本契約締結日から平成23年2月28日まで										
4 請負代金額	¥	3	6	4	7	1	7	5	0	0	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	1	7	3	6	7	5	0	0	円	
5 契約保証金	納付担保免除 ・ 請負代金額の100分の10に相当する額以上 ・ 泉南市財務規則第126条による ① 泉南市財務規則第127条第1項第(2)号による										
6 解体工事に要する費用等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。										
7 適用除外条項	第4条(B)、第25条、第37条、第39条、第40条、第41条、第46条										

上記の工事について、発注者と請負者は、次の条項（適用除外条項は、上記7のとおり）によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
 この契約の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 5月14日

発注者 住所 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
 名称 泉南市
 代表者 泉南市長 向井通彦

請負者 住所 大阪府中央区南船場二丁目4番8号
 名称 村本建設株式会社 大阪支店
 代表者 取締役兼執行役員 支店長 女川勢順

第52条 乙がこの契約に関して第47条の2各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約代金額の100分の20に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示15号）第6項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代金額の100分の20に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第31条第4項の規定による工事目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 4 甲は、前項の引渡しを受けた後に第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。

(あっせん又は調停)

第53条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

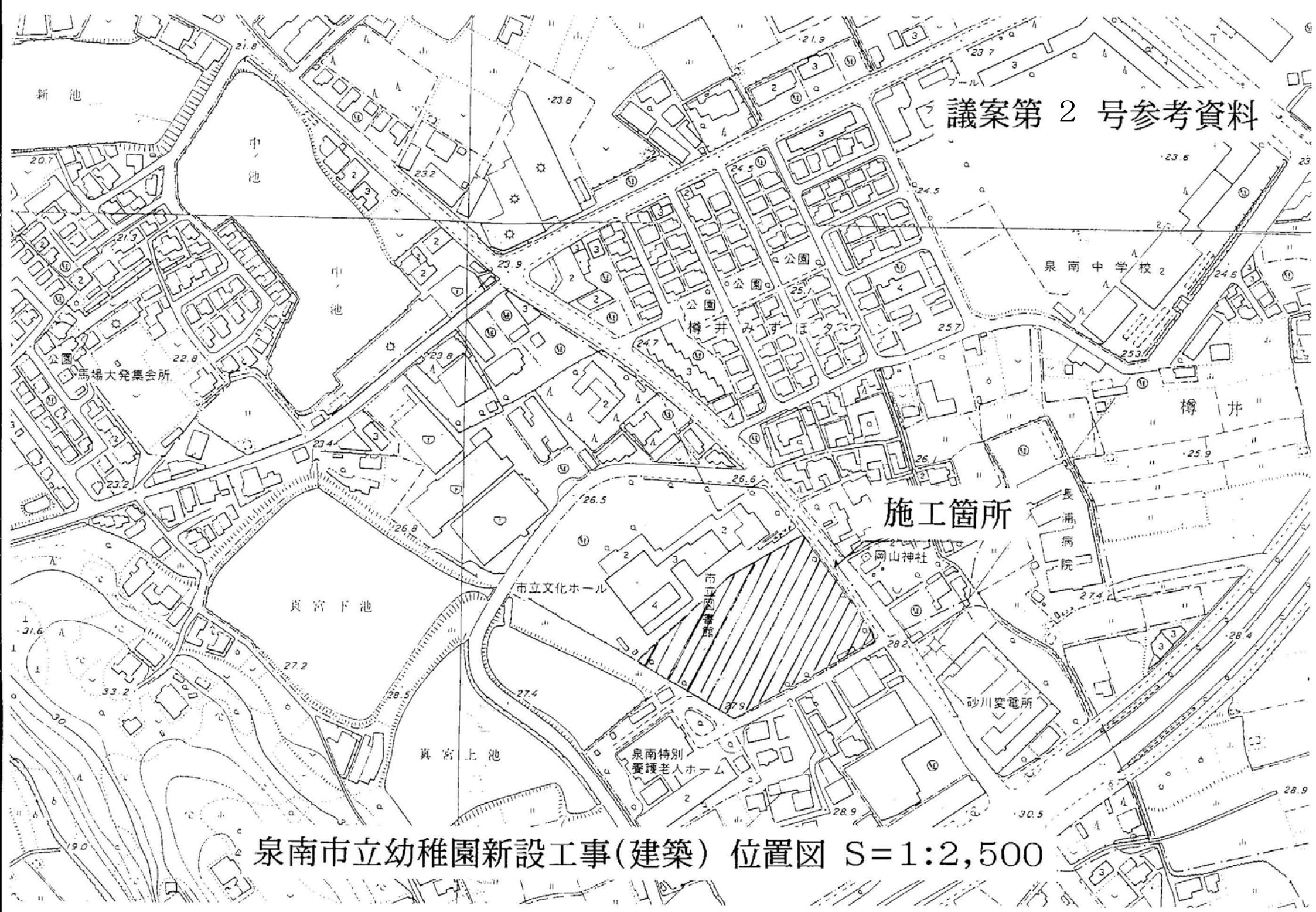
第54条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の成立)

第55条 この契約書は仮契約であって、甲の市議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとする。

(補 則)

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。



泉南市立幼稚園新設工事(建築) 位置図 S=1:2,500

議案第3号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業をすることができる等の勤務環境の整備が行われたことに伴い、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務」の次に「(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同

じ。）」を加え、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同項第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第20条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第21条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(育児休業の申出に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

議案第 4 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 22 年 6 月 11 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 15 号）の施行に伴い、条例規定中の引用条項の整理等をするため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号いずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）が平成 2 2 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 1 0 月 1 日以降順次施行される市民税及び固定資産税の制度改正について、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第15条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第27条の次に次の2条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の

中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第27条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第39条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第40条第2項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「、第4項

又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第43条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第87条中「3, 298円」を「4, 618円」に改める。

附則第9条第1項中「1, 564円」を「2, 190円」に改める。

附則第10条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第10条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一

銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第15条第3項、第39条第1項から第4項まで、第40条第2項及び第3項並びに第87条の改正規定並びに附則第9条第1項の改正規定並びに次条第5項及び附則第3条の規定 平成22年10月1日
- (2) 第27条の次に2条を加える改正規定及び第43条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日
- (3) 附則第10条の3の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第27条の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第27条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第27条の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

4 新条例附則第10条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第9条、第15条、第39条（同条第6項を除く。）及び第40条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第9条第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年

総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第86条第2項、第90条第4項及び第5項並びに第93条の規定を適用する。この場合において、新条例第9条中「第90条第1項若しくは第2項、」とあるのは「泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成22年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第90条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第86条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第90条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第93条第2項中「第90条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

議案第6号

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

乳幼児の保健の向上に資するため、前期乳幼児に係る医療費助成制度の対象となる者の年齢を引き上げて当該制度を拡充するに当たり、所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「4歳」を「5歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）中前期乳幼児に関する規定は、平成17年4月2日以後に生まれた者に対して前項の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用する。
- 3 改正後の条例中後期乳幼児に関する規定は、平成16年4月2日以後に生まれた者（前項の規定により前期乳幼児に関する規定の適用を受ける者を除く。）に対して施行日以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用する。

議案第7号

平成22年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成22年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,197,715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,226,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,112,512	31,664	2,144,176
	1)地方交付税	2,112,512	31,664	2,144,176
(12)分担金及び負担金		167,622	2,572	170,194
	2)分 担 金		2,572	2,572
(14)国庫支出金		2,587,805	818,787	3,406,592
	1)国庫負担金	2,329,620	676,642	3,006,262
	2)国庫補助金	241,177	139,455	380,632
	3)国庫委託金	17,008	2,690	19,698
(15)府支出金		1,429,554	81,892	1,511,446
	1)府負担金	755,617	45,839	801,456
	2)府補助金	514,411	34,881	549,292
	3)府委託金	159,526	1,172	160,698
(16)財産収入		9,052	33,000	42,052
	2)財産売払収入	8,863	33,000	41,863
(18)繰 入 金		361,000	58,000	419,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1)基金繰入金	361,000	58,000	419,000
(19)諸収入		214,340	2,400	216,740
	6)雑入	201,489	2,400	203,889
(20)市債		1,897,800	169,400	2,067,200
	1)市債	1,897,800	169,400	2,067,200
歳入合計		19,028,512	1,197,715	20,226,227

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		1,855,838	16,907	1,872,745
	1)総務管理費	1,271,604	16,907	1,288,511
(3) 民生費		7,795,725	756,589	8,552,314
	1)社会福祉費	2,037,707	7,839	2,045,546
	2)児童福祉費	2,436,672	728,626	3,165,298
	5)介護保険費	718,302	20,124	738,426
(4) 衛生費		1,374,650	2,998	1,377,648
	2)清掃費	1,105,907	2,666	1,108,573
	3)上水道費	9,801	332	10,133
(5) 農林水産業費		114,898	59,761	174,659
	1)農業費	108,954	57,108	166,062
	3)水産業費	2,849	2,653	5,502
(6) 商工費		57,035	2,010	59,045
	1)商工費	57,035	2,010	59,045
(7) 土木費		1,244,361	179,724	1,424,085
	2)道路橋梁費	177,935	28,009	205,944

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3)河川費	12,901	5,300	18,201
	4)都市計画費	876,863	134,415	1,011,278
	5)住宅費	61,721	12,000	73,721
(8)消防費		786,024	3,500	789,524
	1)消防費	786,024	3,500	789,524
(9)教育費		2,262,736	143,226	2,405,962
	1)教育総務費	320,082	5,400	325,482
	2)小学校費	349,545	111,596	461,141
	3)中学校費	147,465	4,830	152,295
	5)社会教育費	397,518	21,400	418,918
(11)諸支出金		344,818	33,000	377,818
	1)公共施設整備基金費	11,037	33,000	44,037
歳出合計		19,028,512	1,197,715	20,226,227

第2表 債務負担行為

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合計画策定事業 (平成22年度)	平成22年度～ 平成23年度	3,000千円

第3表 地方債

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考
				資金区分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
放課後児童クラブ整備事業	千円 6,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては当該見直し後 の利率)	政府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀行 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は半年賦、元 利均等又は元金均 等、満期一括又は当 初の借入額の2%以 上を毎期ごとに償還	左記の条件の範囲内 において借入先に融 通条件がある場合 は、その条件に従う ことができる。また、 財政の都合により、 償還期限及び据置 期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは 低利に借り換えるこ とができる。	
溜池改修事業	4,600	〃	〃	〃	15	3	〃	〃	
農道整備事業	7,000	〃	〃	〃	20	3	〃	〃	
道路整備事業	84,400	〃	〃	〃	30	5	〃	〃	
河川改修事業	700	〃	〃	〃	20	5	〃	〃	
排水路改修事業	4,200	〃	〃	〃	20	5	〃	〃	
消防施設整備事業	1,500	〃	〃	〃	7	1	〃	〃	

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
学校教育施設等整備事業	千円 312,300	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 373,300	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成 2 2 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0							
地方交付税		2,112,512	31,664	2,144,176			
(1)							
地方交付税		2,112,512	31,664	2,144,176			
	1)						
	地方交付税	2,112,512	31,664	2,144,176	1.	31,664	地方交付税
1 2							
分担金及び負担金		167,622	2,572	170,194			
(2)							
分 担 金			2,572	2,572			
	1)						
	農林水産業費分担金		2,572	2,572	1.	2,572	溜池改修事業分担金
1 4							
国庫支出金		2,587,805	818,787	3,406,592			
(1)							
国庫負担金		2,329,620	676,642	3,006,262			
	1)						
	民生費負担金	2,329,620	676,642	3,006,262	3.	228,668	被用者分 89,576 非被用者分 26,083 特例給付分 1,510 被用者小学校修了前特例給付分 61,421 非被用者小学校修了前特例給付分 50,078
					56.	905,310	被用者分 124,531 非被用者分 49,564 被用者小学校修了前分 303,140 非被用者小学校修了前分 185,768 中学校修了前分 242,307
(2)							
国庫補助金		241,177	139,455	380,632			
	1)						
	総務費補助金	1,617	3,800	5,417	13.	3,800	無線システム普及支援事業費等補助金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 1 総務費補助金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 2 民生費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費補助金	101,901	20,984	122,885	6. 長寿社会づくりソ フト事業補助金	860	先進的事業支援特例交付金
					60. 介護保険事業費補 助金	20,124	
	4) 土木費補助金	695	81,491	82,186	1. 地域住宅交付金	540	
					2. 信達樽井線改良事 業補助金	50,050	
					3. 砂川樫井線新設事 業補助金	6,050	
					5. 長寿命化修繕計画 策定事業費補助金	1,551	
					54. 住宅・建築物耐震 改修等事業補助金	23,300	
	5) 教育費補助金	131,632	33,180	164,812	5. 学校教育設備整備 費等補助金	33,180	小学校
	(3) 国庫委託金	17,008	2,690	19,698			
		2) 民生費委託金	15,901	2,690	18,591	51. 子ども手当事務取 扱交付金	2,690
1 5 府支出金		1,429,554	81,892	1,511,446			
(1) 府負担金		755,617	45,839	801,456			
	1) 民生費負担金	755,617	139	755,756	2. 児童手当負担金	148,780	被用者分 11,197 非被用者分 26,083 被用者小学校修了前特例給付分 61,422

							非被用者小学校修了前特例給付分	50,078
					54. 子ども手当負担金	148,919	被用者分 非被用者分 被用者小学校修了前特例給付分 非被用者小学校修了前特例給付分	11,321 26,086 61,422 50,090
	2) 農林水産業費負担金		45,700	45,700	1. 土地改良事業費負担金	45,700	童子畑ほ場整備負担金	
(2) 府補助金		514,411	34,881	549,292				
	2) 民生費補助金	421,620	1,570	423,190	82. 児童育成事業推進等対策事業補助金	1,570		
	5) 商工費補助金	22,241	19,507	41,748	1. ふるさと雇用再生及び緊急雇用創出基金事業費補助金	19,507		
	6) 土木費補助金	558	330	888	3. 木造住宅耐震診断事業補助金	330		
	8) 教育費補助金	40,717	13,474	54,191	1. 放課後児童健全育成事業費補助金	13,474		
(3) 府委託金		159,526	1,172	160,698				
	2) 民生費委託金	1,538	1,172	2,710	3. 認知症地域支援体制構築普及促進事業委託金	1,172		
16 財産収入		9,052	33,000	42,052				
(2) 財産売払収入		8,863	33,000	41,863				
	2) 不動産売払収入	8,263	33,000	41,263	1. 土地売払収入	33,000	公共用地売払収入	
18 繰入金		361,000	58,000	419,000				

款 18 繰入金

款 18 繰 入 金 項 1 基金繰入金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 基金繰入金		361,000	58,000	419,000			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	100,000	58,000	158,000	1. 公共施設整備基金 繰入金	58,000	
19 諸 収 入		214,340	2,400	216,740			
(6) 雑 入		201,489	2,400	203,889			
	1) 雑 入	201,489	2,400	203,889	13. 雑 入	2,400	童子畑ほ場整備負担金 (財)日本防火協会助成金
20 市 債		1,897,800	169,400	2,067,200			
(1) 市 債		1,897,800	169,400	2,067,200			
	2) 教 育 債	312,300	67,000	379,300	1. 学校教育施設等整 備事業債	61,000	
					4. 放課後児童クラブ 整備事業債	6,000	
	6) 農林水産業債		11,600	11,600	1. 溜池改修事業債	4,600	
					2. 農道整備事業債	7,000	
	7) 土 木 債		89,300	89,300	1. 道路整備事業債	84,400	
					2. 河川改修事業債	700	
					3. 排水路改修事業債	4,200	

	8) 消 防 債		1,500	1,500	1. 消防施設整備事業 債	1,500	
歳 入 合 計		19,028,512	1,197,715	20,226,227			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 8 消 防 債

歳 出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	1,855,838	16,907	1,872,745	11,774	5,133		
				国庫支出金 8,637			
				府支出金 3,137			
(1)総務管理費	1,271,604	16,907	1,288,511	11,774	5,133		
				国庫支出金 8,637			
				府支出金 3,137			
2)人事管理費	392,243	259	392,502	259			
				国庫支出金 137			
				府支出金 122			
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	259		45,219
[1]人件費事業	369,262	259	369,521	259			
				国庫支出金 137			
				[子ども手当事務取扱交付金 137]			
				府支出金 122			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 122]			

				節 区 分	金 額			
				4. 共 済 費	259	厚生年金保険料 雇用保険料 健康保険組合負担金(アルバイト)	153 19 87	45,219
3)広 報 費	19,055	3,800	22,855	3,800				
				国庫支出金	3,800			
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び 交付金	3,800			29
[11]無線システム普 及支援事業費等 補助金事業		3,800	3,800	3,800		情報管理課		
				国庫支出金	3,800			
				[無線システム普及 支援事業費等補助 金	3,800]			
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び 交付金	3,800	無線システム普及支援事業費等補助金		
7)会計管理費	42,181	221	42,402	221				
				府支出金	221			
				節 区 分	金 額			
				7. 賃 金	221			442
[2]会計事務事業	2,028	221	2,249	221		会計課		
				府支出金	221			

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 7 会計管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 7 会計管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 221]			
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	221	アルバイト賃金	442
9)企 画 費	51,339	9,833	61,172	4,700	5,133		
				国庫支出金	4,700		
				節 区 分	金 額		
				1.報 酬	600		293
				3.職 員 手 当 等	93		14,014
				8.報 償 費	49		
				9.旅 費	11		211
				11.需 用 費	1,321		672
				12.役 務 費	189		67
				13.委 託 料	7,085		2,035
				14.使用料及び賃借料	185		2,019
				19.負担金、補助及び 交付金	300		1,909
[4]危機管理事業	5,674	4,700	10,374	4,700		政策推進課	
				国庫支出金	4,700		
				[住宅・建築物耐震 改修等事業補助金 4,700]			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	806	印刷製本費	636
				12.役 務 費	109	広報折込料	29
				13.委 託 料	3,785	地震防災マップ作成委託料	1,877
[7]総合計画策定事業		4,004	4,004		4,004	政策推進課	

				節 区 分	金 額		
				1.報 酬	600	総合計画審議会委員報酬	
				3.職員手当等	93	超勤手当	
				9.旅 費	11	普通旅費	
				13.委 託 料	3,300	総合計画策定委託料	
[9]自治基本条例策 定事業		29	29		29	政策推進課	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	29	講師謝礼	
[10]40周年記念事 業		1,100	1,100		1,100	政策推進課	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	20	講師謝礼	
				11.需 用 費	515	消耗品費 150 食糧費 10 印刷製本費 355	
				12.役 務 費	80	郵便料	
				14.使用料及び賃借料	185	器具借上料 85 会場借上料 100	
				19.負担金、補助及び 交付金	300	やぐらパレード賛助金	
13)人権推進費	79,534	2,794	82,328	2,794			
				府支出金	2,794		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	2,794		12,560
[10]男女共同参画推 進事業	926	2,794	3,720	2,794		人権推進課	
				府支出金	2,794		

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 13 人権推進費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 13 人権推進費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 2,794]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	2,794	女性就労実態調査委託料	462
3 民 生 費	7,795,725	756,589	8,552,314	714,093	42,496		
				国庫支出金			
				705,405			
				府支出金			
				8,688			
(1)社会福祉費	2,037,707	7,839	2,045,546	7,839			
				国庫支出金			
				860			
				府支出金			
				6,979			
9)老人福祉費	117,642	7,839	125,481	7,839			
				国庫支出金			
				860			
				府支出金			
				6,979			
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	647		
				8.報 償 費	882		3,890
				9.旅 費	493		56
				11.需 用 費	314		857
				12.役 務 費	792		1,025
				13.委 託 料	6,530		24,556
				14.使用料及び賃借料	33		651
				18.備品購入費	22		272
[8]認知症ケア推進 事業	3,428	181	3,247	181		高齢障害介護課	

				国庫支出金 2,000			
				[長寿社会づくりソ フト事業補助金 2,000]			
				府支出金 1,819			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 647]			
				[認知症地域支援体 制構築普及促進事 業委託金 1,172]			
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	647	アルバイト賃金	
				8.報 償 費	882	講師謝礼 認知症地域支援体制普及促進事業推進委員会委員謝礼 手話通訳者派遣事業謝礼	1,602
				9.旅 費	493	費用弁償 普通旅費	198 295
				11.需 用 費	289	消耗品費 食糧費 印刷製本費	127 6 410
				12.役 務 費	673	郵便料 コピーパフォーマンス料	4 669
				14.使用料及び賃借料	33	会場借上料	494
				18.備品購入費	22	器具購入費	272
[9]高齢者福祉まち づくり調査事業		2,860	2,860	2,860		高齢障害介護課	
				国庫支出金 2,860			

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[長寿社会づくりソ フト事業補助金 2,860]			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	25	消耗品費	
				12.役 務 費	1,465	郵便料	
				13.委 託 料	1,370	電算委託料	
[11]介護予防普及啓 発活動事業		5,160	5,160	5,160		高齢障害介護課	
				府支出金 5,160			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 5,160]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	5,160	地域包括支援センター事業委託料	
(2)児童福祉費	2,436,672	728,626	3,165,298	686,130	42,496		
				国庫支出金 684,421			
				府支出金 1,709			
1)児童福祉総務費	708,962	679,473	1,388,435	679,334	139		
				国庫支出金 679,195			
				府支出金 139			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等 7.賃 金	179 981		17,396 640

				11.需用費 12.役務費 13.委託料 18.備品購入費 20.扶助費	340 421 500 132 676,920		167 692 389 634,635
[3]児童手当事業	631,515	285,860	345,655	377,448	91,588	生活福祉課	
				国庫支出金 228,668 [児童手当負担金 228,668]			
				府支出金 148,780 [児童手当負担金 148,780]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶助費	285,860	児童手当費	631,515
[7]子ども手当事務 事業		2,553	2,553	2,553		生活福祉課	
				国庫支出金 2,553 [子ども手当事務取 扱交付金 2,553]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	179	超勤手当	
				7.賃 金	981	アルバイト賃金	
				11.需用費	340	消耗品費 印刷製本費	200 140
				12.役務費	421	郵便料	
				13.委託料	500	電算運営業務委託料	
				18.備品購入費	132	器具購入費	
[11]子ども手当事業		962,780	962,780	1,054,229	91,449	生活福祉課	

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 905,310 [子ども手当負担金 905,310]			
				府支出金 148,919 [子ども手当負担金 148,919]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	962,780	子ども手当費	
2)乳幼児医療助成費	58,471	4,675	63,146		4,675		
				節 区 分	金 額		
				12.役 務 費	595		3,061
				13.委 託 料	500		83
				14.使用料及び賃借料	5		303
				20.扶 助 費	3,575		55,000
[1]乳幼児医療助成事務事業	443	759	1,202		759	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				12.役 務 費	254	郵便料	33
				13.委 託 料	500	電算運営業務委託料	83
				14.使用料及び賃借料	5	磁気テープ使用料	303
[2]乳幼児医療助成事業	58,028	3,916	61,944		3,916	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				12.役 務 費	341	診療報酬支払手数料	3,028
				20.扶 助 費	3,575	扶助費	55,000

5)保育子育て支援費	62,181	1,736	63,917	1,736				
				国庫支出金	166			
				府支出金	1,570			
				節 区 分	金 額			
				11.需用費 13.委託料	63 1,673			154 420
[2]保育子育て支援事業	5,376	1,736	7,112	1,736		保育子育て支援課		
				国庫支出金	166			
				[住宅・建築物耐震改修等事業補助金	166]			
				府支出金	1,570			
				[児童育成推進等対策事業費補助金	1,570]			
				節 区 分	金 額			
				11.需用費	63	印刷製本費		154
13.委託料	1,673	上演委託料 アスベスト分析委託料	1,507 166	420				
6)保育所費	561,347	42,742	604,089	5,060	37,682			
				国庫支出金	5,060			
				節 区 分	金 額			
				11.需用費 12.役務費 13.委託料 14.使用料及び賃借料 15.工事請負費	1,000 42 200 1,500 40,000			45,073 2,504 2,355 277

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 保 育 所 費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費 目 6 保育所費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
[3]保育所耐震化対策事業		42,742	42,742		5,060	保育子育て支援課		
				国庫支出金	5,060			
				[住宅・建築物耐震改修等事業補助金 5,060]				
				節 区 分	金 額			
				11.需用費	1,000			修繕料
				12.役務費	42			電話料
				13.委託料	200			引越委託料
				14.使用料及び賃借料	1,500			会場借上料
			15.工事請負費	40,000				
(5)介護保険費	718,302	20,124	738,426		20,124			
				国庫支出金	20,124			
1)介護保険費	718,302	20,124	738,426		20,124			
				国庫支出金	20,124			
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び 交付金	20,124		127,840	
[3]介護保険施設整備事業	127,750	20,124	147,874		20,124	高齢障害介護課		
				国庫支出金	20,124			
				[先進的事業支援特 例交付金 20,124]				

				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	20,124	泉南市認知症高齢者グループホームスプリング-整備費補助金	127,750
4 衛 生 費	1,374,650	2,998	1,377,648	998	2,000		
				国庫支出金	498		
				府支出金	500		
(2)清 掃 費	1,105,907	2,666	1,108,573	666	2,000		
				国庫支出金	166		
				府支出金	500		
3)し尿処理費	197,833	166	197,999	166			
				国庫支出金	166		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	166		136,423
[4]施設維持管理事 業	130,927	166	131,093	166		環境整備課	
				国庫支出金	166		
				[住宅・建築物耐震 改修等事業補助金 166]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	166	アスベスト分析委託料	79,800
4)環境整備対策費	4,794	2,500	7,294	500	2,000		
				府支出金	500		

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 4 環 境 整 備 対 策 費

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 4 環 境 整 備 対 策 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費 18. 備品購入費	2,000 500		
[4]不法投棄監視処分事業	3,939	500	4,439	500		環境整備課	
				府支出金 [ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 500]	500		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	500	器具購入費	
[7]市有埋立地整備事業		2,000	2,000		2,000	環境整備課	
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,000		
(3)上水道費	9,801	332	10,133	332			
				国庫支出金	332		
1)上水道費	9,801	332	10,133	332			
				国庫支出金	332		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	332		8,431
[1]水道事業会計繰 出金事業	9,801	332	10,133	332		都市計画課	
				国庫支出金	332		

				[住宅・建築物耐震 改修等事業補助金 332]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	332	アスベスト分析に要する経費	8,431
5 農林水産業費	114,898	59,761	174,659	63,525	3,764		
				分担金及び負担金 2,572			
				府支出金 48,353			
				諸収入 1,000			
				市債 11,600			
(1) 農 業 費	108,954	57,108	166,062	60,872	3,764		
				分担金及び負担金 2,572			
				府支出金 45,700			
				諸収入 1,000			
				市債 11,600			
2) 農業総務費	60,275	0	60,275	10,000	10,000		
				府支出金 10,000			
[1] 人件費事業	58,817	0	58,817	10,000	10,000		
				府支出金 10,000			
				[童子畑ほ場整備負 担金 10,000]			

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 2 農業総務費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 3 農業振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
3)農業振興費	5,672	44,500	50,172		43,700	800		
				府支出金	35,700			
				諸収入	1,000			
				市債	7,000			
				節 区 分	金 額			
				3.職員手当等		367		370
				8.報 償 費		38		570
9.旅 費		230		30				
			11.需 用 費	1,035		5		
			12.役 務 費	30				
			13.委 託 料	4,000		300		
			15.工 事 請 負 費	31,000				
			19.負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	7,800		4,157		
[4]童子畑ほ場整備事業		36,700	36,700		36,700		農林水産課	
				府支出金	35,700			
				[童子畑ほ場整備負担金	35,700]			
				諸収入	1,000			
				[童子畑ほ場整備負担金	1,000]			
				節 区 分	金 額			
				3.職員手当等		367	超勤手当	
				8.報 償 費		38	童子畑ほ場整備委員謝礼	
9.旅 費		230	普通旅費					

				11.需用費	1,035	消耗品費 食糧費	1,015 20	
				12.役務費	30	郵便料		
				13.委託料	4,000	設計委託料		
				15.工事請負費	31,000			
[5] 泉南地区農免農道整備事業		7,800	7,800	7,000	800	農林水産課		
				市債 7,000 [農道整備事業債 7,000]				
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び 交付金	7,800	泉南地区農免農道整備事業負担金		
7)水路改修事業費		3,420	3,420		3,420			
				節 区 分	金 額			
				11.需用費 13.委託料 19.負担金、補助及び 交付金	20 300 3,100			
[1] 耕地事業		3,420	3,420		3,420	農林水産課		
				節 区 分	金 額			
				11.需用費	20	消耗品費		
				13.委託料	300	土地測量委託料		
				19.負担金、補助及び 交付金	3,100	耕地事業補助金		
8)溜池改修事業費		9,188	9,188	7,172	2,016			
				分担金及び負担金 2,572				
				市債 4,600				

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 8 溜池改修事業費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 8 溜池改修事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	9,188		
[1]溜池改修事業		9,188	9,188	7,172	2,016	農林水産課	
				分担金及び負担金 2,572			
				[溜池改修事業分担 金 2,572]			
				市債 4,600			
				[溜池改修事業債 4,600]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	9,188	府営土地改良事業負担金	
(3)水産業費	2,849	2,653	5,502	2,653			
				府支出金 2,653			
1)水産振興費	2,849	2,653	5,502	2,653			
				府支出金 2,653			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,653		1,467
[2]水産振興事業	853	2,653	3,506	2,653		農林水産課	
				府支出金 2,653			

				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 2,653]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	2,653	地域特産品開発事業委託料	
6 商 工 費	57,035	2,010	59,045	2,010			
				府支出金	2,010		
(1)商 工 費	57,035	2,010	59,045	2,010			
				府支出金	2,010		
2)商工振興費	23,892	2,010	25,902	2,010			
				府支出金	2,010		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	2,010		
[4]商工業振興事業	8,951	2,010	10,961	2,010		商工労働観光課	
				府支出金	2,010		
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 2,010]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	2,010	商工業活性化・PR事業委託料	
7 土 木 費	1,244,361	179,724	1,424,085	158,871	20,853		
				国庫支出金	69,241		
				府支出金	330		

款 7 土 木 費

款 7 土 木 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 89,300			
(2)道路橋梁費	177,935	28,009	205,944	24,351	3,658		
				国庫支出金 1,551			
				市債 22,800			
3)道路維持費	69,355	3,651	73,006	1,551	2,100		
				国庫支出金 1,551			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,651		6,500
[1]道路維持管理事業	69,355	3,651	73,006	1,551	2,100	施設管理課	
				国庫支出金 1,551			
				[長寿命化修繕計画 策定事業費補助金 1,551]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,651	橋梁調査委託料	6,500
5)道路新設改良費		24,358	24,358	22,800	1,558		
				市債 22,800			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等 9.旅 費 11.需 用 費 12.役 務 費 15.工事請負費	251 38 67 2 24,000		

[1]道路新設改良事業		24,358	24,358	22,800	1,558	施設整備課	
				市債 22,800			
				[道路整備事業債 22,800]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	251	超勤手当	
				9.旅 費	38	普通旅費	
				11.需 用 費	67	消耗品費 印刷製本費	57 10
				12.役 務 費	2	郵便料	
(3)河 川 費	12,901	5,300	18,201	4,900	400		
				市債 4,900			
2)河川維持改良費	4,440	800	5,240	700	100		
				市債 700			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	800		2,000
[1]河川管理事業	4,440	800	5,240	700	100	下水道整備課	
				市債 700			
				[河川改修事業債 700]			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	800		2,000
4)排水路維持改修費	2,900	4,500	7,400	4,200	300		

款 7 土 木 費 項 3 河 川 費 目 4 排水路維持改修費

款 7 土 木 費 項 3 河 川 費 目 4 排水路維持改修費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 4,200			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	4,500		
[1]排水路管理事業	2,900	4,500	7,400	4,200	300	下水道整備課	
				市債 4,200			
				[排水路改修事業債 4,200]			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	4,500		
(4)都市計画費	876,863	134,415	1,011,278	129,620	4,795		
				国庫支出金 67,690			
				府支出金 330			
				市債 61,600			
1)都市計画総務費	52,204	12,250	64,454	11,920	330		
				国庫支出金 11,590			
				府支出金 330			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料 19.負担金、補助及び 交付金	10,300		1,260
					1,950		586
[6]安全・安心住ま いづくり支援事 業	500	12,250	12,750	11,920	330	都市計画課	

				国庫支出金 11,590			
				[地域住宅交付金 540]			
				[住宅・建築物耐震 改修等事業補助金 11,050]			
				府支出金 330			
				[木造住宅耐震診断 事業補助金 330]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	10,300	調査委託料	
				19.負担金、補助及び 交付金	1,950	住宅・建築物耐震改修等補助金	500
3)公共下水道費	788,952	92	789,044		92		
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	92		788,952
[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	788,952	92	789,044		92	下水道整備課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	92	下水道事業特別会計への繰出金	788,952
5)都市計画道路事 業費		122,073	122,073	117,700	4,373		
				国庫支出金 56,100			
				市債 61,600			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等 9.旅 費	768 80		

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 5 都市計画道路事業費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 5 都市計画道路事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				11.需用費 12.役務費 13.委託料 17.公有財産購入費 22.補償、補填及び賠償金	210 480 72,900 27,635 20,000		
[1] 信達樽井線改良事業		92,789	92,789	89,850	2,939	施設整備課	
				国庫支出金 50,050 [信達樽井線改良事業補助金 50,050]			
				市債 39,800 [道路整備事業債 39,800]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	584	超勤手当	
				9.旅 費	50	普通旅費	
				11.需用費	150	消耗品費	
				12.役務費	5	郵便料	
				13.委託料	72,600	土地測量委託料 工事委託料	2,800 69,800
				17.公有財産購入費	19,400		
[2] 砂川榎井線新設事業		29,284	29,284	27,850	1,434	施設整備課	
				国庫支出金 6,050 [砂川榎井線新設事業補助金 6,050]			

				市債 21,800 [道路整備事業債 21,800]			
				節 区 分	金 額		
				3.職員手当等	184	超勤手当	
				9.旅 費	30	普通旅費	
				11.需 用 費	60	消耗品費	
				12.役 務 費	475	郵便料 不動産鑑定料	2 473
				13.委 託 料	300	調査委託料	
				17.公有財産購入費	8,235		
				22.補償、補填及び賠償金	20,000		
(5)住宅費	61,721	12,000	73,721		12,000		
1)住宅管理費	61,721	12,000	73,721		12,000		
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	12,000		
[2]市営住宅維持管理事業	43,959	12,000	55,959		12,000	施設管理課	
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	12,000		
8 消 防 費	786,024	3,500	789,524	2,900	600		
				諸収入	1,400		
				市債	1,500		
(1)消 防 費	786,024	3,500	789,524	2,900	600		

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				諸収入 1,400			
				市債 1,500			
1)常備消防費	735,443	1,100	736,543	1,000	100		
				諸収入 1,000			
				節 区 分	金 額		
				9.旅 費 11.需 用 費 18.備品購入費	54 46 1,000		429 4,910
[2]一般事務事業	13,134	1,046	14,180	1,000	46	消防本部	
				諸収入 1,000			
				[(財)日本防火協 会助成金 1,000]			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	46	消耗品費	4,910
				18.備品購入費	1,000	器具購入費	
[3]予防事務事業	298	54	352		54	消防本部	
				節 区 分	金 額		
				9.旅 費	54	普通旅費	60
2)非常備消防費	40,523	400	40,923	400			
				諸収入 400			
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	400		

[2] 婦人防火クラブ 事業	171	400	571	400		消防本部	
				諸収入 400			
				[(財) 日本防火協 会助成金 400]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	400	器具購入費	
4) 消防施設整備事 業費	900	2,000	2,900	1,500	500		
				市債 1,500			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,000		
[2] 消防車両整備事 業		2,000	2,000	1,500	500	消防本部	
				市債 1,500			
				[消防施設整備事業 債 1,500]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,000	自動車購入費	
9 教 育 費	2,262,736	143,226	2,405,962	120,880	22,346		
				国庫支出金 35,006			
				府支出金 18,874			
				市債 67,000			
(1) 教育総務費	320,082	5,400	325,482	5,400			

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				府支出金 5,400			
3)指 導 費	82,765	5,400	88,165	5,400			
				府支出金 5,400			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	5,400		10,041
[24]小中学校ICT支援 員配置事業		2,000	2,000	2,000		指導課	
				府支出金 2,000			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 2,000]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	2,000	小中学校ICT支援員配置事業委託料	
[25]小学校英語活動 支援員配置事業		3,400	3,400	3,400		指導課	
				府支出金 3,400			
				[ふるさと雇用再生 及び緊急雇用創出 基金事業費補助金 3,400]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,400	小学校英語活動支援員配置事業委託料	
(2)小学校費	349,545	111,596	461,141	92,176	19,420		
				国庫支出金 34,176			

				市債 58,000			
1)学校管理費	135,864	996	136,860	996			
				国庫支出金 996			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	996		26,525
[2]学校管理事業	109,536	996	110,532	996		教育総務課	
				国庫支出金 996			
				[住宅・建築物耐震 改修等事業補助金 996]			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	996	アスベスト分析委託料	26,525
3)学校施設整備費	5,500	110,600	116,100	91,180	19,420		
				国庫支出金 33,180			
				市債 58,000			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	110,600		
[4]鳴滝第一・二小 学校統廃合事業		110,600	110,600	91,180	19,420	教育総務課	
				国庫支出金 33,180			
				[学校教育設備整備 費等補助金 33,180]			
				市債 58,000			

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費 目 3 学 校 施 設 整 備 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[学校教育施設等整備事業債 58,000]			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	110,600	各小学校整備工事	
(3)中学校費	147,465	4,830	152,295	3,830	1,000		
				国庫支出金 830			
				市債 3,000			
1)学校管理費	68,240	830	69,070	830			
				国庫支出金 830			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	830		7,168
[2]学校管理事業	47,011	830	47,841	830		教育総務課	
				国庫支出金 830			
				[住宅・建築物耐震改修等事業補助金 830]			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	830	アスベスト分析委託料	7,168
3)学校施設整備費	41,000	4,000	45,000	3,000	1,000		
				市債 3,000			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	4,000		1,500

[2]施設耐震化事業		4,000	4,000	3,000	1,000	教育総務課	
				市債 3,000			
				[学校教育施設等整備事業債 3,000]			
				節 区 分	金 額		
(5)社会教育費	397,518	21,400	418,918	13.委託料	4,000	設計委託料	
				19,474	1,926		
				府支出金 13,474			
5)青少年センター費	65,604	21,000	86,604	市債 6,000			
				19,474	1,526		
				府支出金 13,474			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料 15.工事請負費	1,300 19,700		2,670
[7]放課後児童会新設事業		21,000	21,000	19,474	1,526	青少年センター	
				府支出金 13,474			
				[放課後児童健全育成事業費補助金 13,474]			
				市債 6,000			

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 5 青少年センター費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 5 青少年センター費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[放課後児童クラブ 整備事業債 6,000]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	1,300	実施設計委託料 検査確認委託料	1,000 300
				15.工事請負費	19,700		
10)図書館及びホール費	91,039	400	91,439		400		
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	400		34,883
[5]図書館・文化ホール公共下水道 接続事業		400	400		400	文化振興課	
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	400	実施設計委託料	
1 1 諸支出金	344,818	33,000	377,818	33,000			
				財産収入	33,000		
(1)公共施設整備基金費	11,037	33,000	44,037	33,000			
				財産収入	33,000		
1)公共施設整備基金費	11,037	33,000	44,037	33,000			
				財産収入	33,000		
				節 区 分	金 額		
				25.積 立 金	33,000		11,037

[1]公共施設整備基金事業	11,037	33,000	44,037	33,000		総務課	
				財産収入 33,000			
				[公共用地売却収入 33,000]			
				節 区 分	金 額		
歳 出 合 計	19,028,512	1,197,715	20,226,227	25.積立金 1,108,051	33,000	89,664	11,037
				分担金及び負担金 2,572			
				国庫支出金 818,787			
				府支出金 81,892			
				財産収入 33,000			
				諸収入 2,400			
				市債 169,400			

款 11 諸支出金 項 1 公共施設整備基金費 目 1 公共施設整備基金費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
1. 普 通 債	697,800	14,034,110	867,200	14,203,510
(1) 土 木	126,800	7,672,178	216,100	7,761,478
(2) 農 林 水 産		749,291	11,600	760,891
(3) 教 育	312,300	1,679,274	379,300	1,746,274
(8) 消 防		267,621	1,500	269,121
計	1,897,800	22,788,156	2,067,200	22,957,556

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	人 594	千円 2,216,183	千円 1,450,799	千円 3,666,982	千円 683,045	千円 4,350,027	
補正前	594	2,216,183	1,450,799	3,666,982	682,786	4,349,768	厚生年金保険料 1 5 3 千円 雇用保険料 1 9 千円
比 較	0	0	0	0	259	259	健康保険組合負担金 8 7 千円

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,819,196		8,819,196	43.6
(2) 地方譲与税	165,600		165,600	0.8
(3) 利子割交付金	48,700		48,700	0.2
(4) 配当割交付金	11,000		11,000	-
(5) 株式等譲渡所得割交付金	4,300		4,300	-
(6) 地方消費税交付金	578,100		578,100	2.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	57,700		57,700	0.3
(8) 自動車取得税交付金	81,700		81,700	0.4
(9) 地方特例交付金	93,100		93,100	0.5
(10) 地方交付税	2,112,512	31,664	2,144,176	10.6
(11) 交通安全対策特別交付金	11,193		11,193	0.1
(12) 分担金及び負担金	167,622	2,572	170,194	0.8
(13) 使用料及び手数料	377,238		377,238	1.9
(14) 国庫支出金	2,587,805	818,787	3,406,592	16.8
(15) 府支出金	1,429,554	81,892	1,511,446	7.5
(16) 財産収入	9,052	33,000	42,052	0.2
(17) 寄 附 金	1,000		1,000	-
(18) 繰 入 金	361,000	58,000	419,000	2.1
(19) 諸 収 入	214,340	2,400	216,740	1.1
(20) 市 債	1,897,800	169,400	2,067,200	10.2
歳 入 合 計	19,028,512	1,197,715	20,226,227	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	271,580		271,580	1.3
(2) 総務費	1,855,838	16,907	1,872,745	9.2
(3) 民生費	7,795,725	756,589	8,552,314	42.3
(4) 衛生費	1,374,650	2,998	1,377,648	6.8
(5) 農林水産業費	114,898	59,761	174,659	0.9
(6) 商工費	57,035	2,010	59,045	0.3
(7) 土木費	1,244,361	179,724	1,424,085	7.0
(8) 消防費	786,024	3,500	789,524	3.9
(9) 教育費	2,262,736	143,226	2,405,962	11.9
(10) 公債費	2,888,335		2,888,335	14.3
(11) 諸支出金	344,818	33,000	377,818	1.9
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 繰上充用金	12,512		12,512	0.1
歳 出 合 計	19,028,512	1,197,715	20,226,227	100.0

議案第8号

平成22年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,877千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,823,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年6月11日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		8,381	31,619	40,000
	1)国庫補助金	8,381	31,619	40,000
(4) 繰入金		788,952	92	789,044
	1)一般会計繰入金	788,952	92	789,044
(5) 市債		310,500	96,000	406,500
	1)市債	310,500	96,000	406,500
(50)府支出金			2,166	2,166
	1)府補助金		2,166	2,166
歳入合計		1,693,655	129,877	1,823,532

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		363,741	2,166	365,907
	1) 総務管理費	363,741	2,166	365,907
(2) 事業費		139,845	127,711	267,556
	1) 下水道建設費	139,845	127,711	267,556
歳 出	合 計	1,693,655	129,877	1,823,532

第2表 地方債補正

1. (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 310,500	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年6% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては当該見直し 後の利率)	政府その他の金 融機関の資金につ いてはその融通条 件による。 ただし、財政の 都合により償還期 限及び据置期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借り換えること ができる。	千円 406,500	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ

平成 2 2 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	8,381	31,619	40,000			
(1)	国庫補助金	8,381	31,619	40,000			
	1) 下水道建設費補助金	8,381	31,619	40,000	1. 下水道建設費補助金	31,619	公共下水道建設事業補助金補助率 1 / 2
4	繰入金	788,952	92	789,044			
(1)	一般会計繰入金	788,952	92	789,044			
	1) 一般会計繰入金	788,952	92	789,044	1. 一般会計繰入金	92	
5	市 債	310,500	96,000	406,500			
(1)	市 債	310,500	96,000	406,500			
	1) 事 業 債	310,500	96,000	406,500	1. 下水道事業債	96,000	公共下水道事業債
50	府支出金		2,166	2,166			
(1)	府補助金		2,166	2,166			
	3) 緊急雇用創出基金 事業費補助金		2,166	2,166	1. 緊急雇用創出基金 事業費補助金	2,166	
歳 入	合 計	1,693,655	129,877	1,823,532			

款 50 府支出金 項 1 府補助金 目 3 緊急雇用創出基金事業費補助金

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	363,741	2,166	365,907	2,166			
				府支出金	2,166		
(1)総務管理費	363,741	2,166	365,907	2,166			
				府支出金	2,166		
1)一般管理費	266,964	2,166	269,130	2,166			
				府支出金	2,166		
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	237		3,476
				7.賃 金	1,729		
				11.需 用 費	200		115
[1]人件費事業	20,623	237	20,860	237			
				府支出金	237		
				[緊急雇用創出基金 事業費補助金	237]		
				節 区 分	金 額		
				4.共 済 費	237	厚生年金保険料 141 雇用保険料 17 健康保険組合負担金(アルバイト) 79	3,476
[2]公共下水道普及 管理事業	56,546	1,929	58,475	1,929		下水道整備課	
				府支出金	1,929		
				[緊急雇用創出基金 事業費補助金	1,929]		

款 1 総 務 費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				7.賃 金	1,729	アルバイト賃金	
				11.需 用 費	200	消耗品費	115
2 事 業 費	139,845	127,711	267,556	127,619	92		
				国庫支出金 31,619			
				市債 96,000			
(1)下水道建設費	139,845	127,711	267,556	127,619	92		
				国庫支出金 31,619			
				市債 96,000			
1)下水道建設費	139,845	127,711	267,556	127,619	92		
				国庫支出金 31,619			
				市債 96,000			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	127,711		10,000
[1]人件費事業	47,075	0	47,075	36,870	36,870		
				国庫支出金 31,619			
				[公共下水道建設事業補助金補助率1 / 2 31,619]			
				市債 5,251			

				[公共下水道事業債 5,251]			
[2]公共下水道整備 事業	81,178	127,711	208,889	90,749	36,962	下水道整備課	
				市債 90,749			
				[公共下水道事業債 90,749]			
				節 区 分	金 額		
				15.工事請負費	127,711		10,000
歳 出 合 計	1,693,655	129,877	1,823,532	129,785	92		
				国庫支出金 31,619			
				市債 96,000			
				府支出金 2,166			

款 2 事業費 項 1 下水道建設費 目 1 下水道建設費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	13 人	48,194 千円	28,223 千円	76,417 千円	15,132 千円	91,549 千円	
補正前	13	48,194	28,223	76,417	14,895	91,312	
比 較	0	0	0	0	237	237	健康保険組合負担金 79千円 厚生年金保険料 141千円 雇用保険料 17千円

地方債現在高の補正調書

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
	千円	千円	千円	千円
下水道事業債	310,500	14,519,435	406,500	14,615,435
計	310,500	14,519,435	406,500	14,615,435